

珠洲市住まい再建支援金交付事業

助成内容

令和6年能登半島地震または奥能登豪雨により住まいに被害を受けた方が、市内で住まいを再建・修繕した場合に支援金を交付するもの。

1 対象者

- ① 生活の本拠となる住まいの罹災証明書の被害区分が半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊または長期避難世帯のいずれかの世帯（被災証明書は対象外）が、市内で新たに住まいを新築または新築物件を購入した場合
 - ② 一部損壊以上で住家を大規模修繕した場合
- ※①、②いずれも費用が800万円以上が対象

2 助成額

1件あたり費用の10%を助成（子育て世帯は15%助成）、〔新築・新築購入上限額200万円（子育て世帯は300万円上限）〕〔修繕上限額100万円（子育て世帯は150万円）〕

※ 新築、新築物件の購入又は修繕が完了した後支給（単位：千円）

再建方法	被害程度	助成額上限
新築・新築購入	全壊、半壊解体、大規模半壊、中規模半壊、半壊	2,000（子育て世帯 3,000）
修繕	一部損壊以上	1,000（子育て世帯 1,500）

3 申請期間

能登半島地震復興基金枠配分を財源とし、申請期間は加算支援金の申請期間と同様の37か月（地震災害は令和9年2月まで、豪雨災害は令和9年10月まで）
対象期間：令和6年1月から令和9年10月まで